

精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等
設置業務委託

質問書回答

No.	標 題	質 問 内 容	回 答
1	既存ソファーについて	キッズスペース遊具設置場所の照明（4箇所）の周りに設置されているソファーについて撤去費用等はどのようにお考えでしょうか。	ソファーについては、撤去済みです。
2	キッズスペースの対象年齢について	キッズスペースを利用されるお子様の対象年齢についてはどのように想定されていますか。	概ね3歳～未就学児までを対象と想定しています。
3	遊具等の固定について	遊具等の固定方法はどのように考えればよろしいでしょうか。	安全性を確保した設置方法、かつ必要時は移動が可能な設置方法であることを想定しています。
4	照査技術者について	施工上照明は触らない場合でも、照査技術者は必須でしょうか。	実施要領、仕様書では照査技術者の配置は要件としておりません。備考欄は事業者の判断で配置される際に照査技術者の兼任は不可である旨をお示ししたものになります。 （参考）照査技術者…成果物の内容について技術上の照査を行うものをいいます。

5	業務実施体制調書について	業務実施体制調書の「現在担当している業務件数」という項目がありますが、どういったものでしょうか。	事業者において配置を予定している人員が現在携わっている他の業務の件数を記入ください。
6	壁面の利用について	キッズスペース遊具設置にあたりスロープの壁面は利用可能でしょうか。	安全に配慮した上で、利用可とします。